

令和5年度に秋田県に入猟しようとする者の 狩猟者登録の取扱いについて

他の都道府県に住所を有する者が、秋田県に入猟しようとする場合の狩猟者登録の取扱いは次のとおりとします。

1. 狩猟者登録申請書の提出先（取次機関）

〒010-0941

秋田市川尻町字大川反170番地169

森林環境会館3階

一般社団法人 秋田県猟友会 電話 018 (883) 1607

FAX 018 (853) 6056

2. 提出書類等

- (1) 狩猟者登録申請書 _____ 1部
- (2) 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状又は各都道府県猟友会長が原本に相違ないことを証明した狩猟免状の写し _____ 1部
- (3) 当該年度の一般社団法人大日本猟友会の共済事業の被共済者であることの証明書、あるいは損害保険会社の損害保険契約の被保険者であることの証明書又は資産に関する証明書 _____ 1部
- (4) 写真〔最近6カ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ版（3.0cm×2.4cm）で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの〕 _____ 2枚

※ 複数の種類を同時に登録する場合は、1枚にまとめた登録証を交付するため、登録証用写真は1枚とします。

※ 複数の種類を同時に登録する場合の申請書は、1枚にまとめることができる。

※ 同時に複数の申請書による場合の写真も1枚とし、代表する申請書に写真を貼付する。それ以外の申請書の顔写真欄には、どの申請書に貼付したかをメモ書きすることとする。

3. 狩猟税、狩猟者登録手数料及び郵送料

(1) 狩猟税

ア. 網猟又はわな猟 _____ 8,200円

ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者 _____ 5,500円

イ. 第一種銃猟 _____ 16,500円

ただし、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く）以外の者で、住所地の市町村長の発行した証明書を添付した者 _____ 11,000円

ウ. 第二種銃猟 _____ 5,500円

(2) 狩猟者登録手数料 _____ 1,800円

手数料は、登録を受ける狩猟免許1種類ごとに必要です。

(3) 郵送料（返送料） _____ 不 要

狩猟者登録証、狩猟者記章及び鳥獣保護区等位置図の送付は、料金着払いとします。

(4) 納付方法

狩猟税、狩猟者登録手数料は、現金書留による送金、又は銀行振込とします。

※現金送付は、現金書留により、お釣りが生じないようにお願いします。

銀行振込の場合は次によること。

【振込先】

秋田銀行県庁支店 電話 018 (860) 3574

預金種別 普通預金

口座番号 378127

名義人 一般社団法人 秋田県猟友会

4. 留意点

(1) 受付期間

令和5年10月2日から開始します。ただし、10月13日までに申請書が到着しない場合は、初猟日までに登録証の交付ができないことがあります。

(2) 申請はできるだけ個人扱いを避け、猟友会毎に取りまとめ、別紙様式「狩猟者登録申請書送付書」により一括申請としてください。

(3) 登録証は申請書の受付順に交付手続きを行いますが、審査等に時間を要することから、受付当日の交付は行いません。

(4) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入してください。

(5) 申請書に不備があるものは受理しません。提出にあたっては十分留意してください。

別紙様式

狩猟者登録申請書送付書

令和 年 月 日

一般社団法人 秋田県猟友会長 様

住所（郵便番号）

代表者氏名

電話番号

番号	登録の種類	氏名	狩猟税	狩猟者登録証等の送付先
計			円	
登録手数料		1,800円	×	件 = 円
合計				円